

静岡海区漁業調整委員会指示第28-1号

静岡海区において、火光を利用して、静岡県漁業調整規則第46条の2第1号に掲げるたも網又はさで網及び同条第2号に掲げるやすを使用する漁法（以下「点火いさり漁法」という。）により、水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成28年5月6日

静岡海区漁業調整委員会 会長 宮原 淳一

1 採捕の承認

点火いさり漁法により、水産動植物を採捕しようとする者は、別記1「点火いさり漁法による採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 承認を受けた者が乗船させた遊漁者等が行う場合
- (2) 漁業者とその従事者が漁業を営むために行う場合
- (3) 静岡県漁業調整規則第47条及び第48条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合

2 承認の基準

承認は、次に掲げる(1)及び(2)の条件をすべて満たす場合に限り行うものとする。

- (1) 承認により、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が起こる恐れがないこと。
- (2) 共同漁業権者の同意を得ていること。

3 海域の制限

承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域は、次のとおりとする。

- (1) A海域
沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内
- (2) B海域
浜名湖

4 承認の隻数

各海域の承認の隻数は、次の範囲内とする。

- (1) A海域 35隻以内
- (2) B海域 70隻以内

5 漁具の制限

A海域においては、やすの使用を禁止する。

6 制限又は条件

(1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、当該漁法により水産動植物を採捕する場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯しなければならない。

(2) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

③ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

7 指示の有効期間

平成28年6月13日から平成29年6月12日まで

別記1

点火いさり漁法による採捕承認事務取扱要領

第1 採捕の承認の申請

承認を受けようとする者は、船舶ごとに点火いさり漁法による採捕承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 共同漁業権を有する者の同意書
- (2) 非漁船又は県外漁船にあつては、当該船舶を証する書類の写し
- (3) 用船の場合は、船舶使用承諾書
- (4) その他委員会が必要と認めた書類

第2 承認証の交付

委員会は、承認した場合は、点火いさり漁法による採捕承認証（様式第2号）を船舶ごとに申請者に交付する。

第3 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに点火いさり漁法による採捕承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第4 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに点火いさり漁法による採捕承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

第5 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取消された場合には、速やかに委員会に承認証を返納すること。

点火いさり漁法による採捕承認申請書

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊦

下記により点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 採捕期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 採捕区域

3 採捕しようとする水産動植物の種類

4 使用する漁具の種類

5 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号又は船舶番号

(3) 総トン数又は船舶の長さ

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 所有者氏名

静岡認第 号

点火いさり漁法による採捕承認証

住所又は所在地
氏名又は名称

1 採捕期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 採捕区域

3 採捕する水産動植物の種類

4 使用する漁具の種類

5 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号又は船舶番号

(3) 総トン数又は船舶の長さ

6 承認の有効期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

7 制限又は条件

上記のとおり承認する。

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会

会長 氏 名 印

点火いさり漁法による採捕承認内容変更承認申請書

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により点火いさり漁法による採捕承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 静岡認第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする事項

4 変更しようとする理由

点火いさり漁法による採捕承認証再交付申請書

平成 年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊟

下記により点火いさり漁法による採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 承認番号 静岡認第 号
- 承認年月日 平成 年 月 日
- 亡失（き損）の理由